

山脈寮規則

白馬五竜スキー場では、勤務時間が早朝から深夜までとなっており、交替勤務の職場が多くなっております。団体生活の一員としてお互いに気配りし、迷惑な行為は慎み、お互いを気遣い、楽しい寮生活が過ごせるように、また健康管理にも充分留意し、いつも規則正しい生活を心掛けてください。寮則が守れず、会社または他人に迷惑をかけた場合は、会社を辞めていただくことがあります。

記

- 一. 山脈寮に入居する者（以下「入居者」という。）は、本規則を誠実に遵守してください。
- 一. 寮は、12月10日から4月10日の期間内で入寮・退寮していただきます。
4月11日から12月9日迄の期間は閉寮します。
- 一. 門限時刻は24時とします。
- 一. 他入居者の迷惑となるような大声、大音量の音楽等は慎んでください。
※特に22時以降は、できるだけ静粛にしてください。
- 一. 入浴時間は、14時より23時までとします。
- 一. 電話の取り次ぎは、緊急の場合を除いて19時から22時までの間としますのでご了承ください。なお、電話のメッセージは、伝言板に掲示します。
- 一. 入居者は、日常生活において各自の所持品、共同の備品を整理整頓し各部屋および館内はいつもきれいにしてください。
※貴重品等の管理は、各自充分注意してください。多額の現金等は事務所に預かることもできます。
※各部屋の掃除は各自で行い、ゴミ・空き缶・空きビン等は所定の場所へ出してください。
※入居者立ち会いのもと、部屋の衛生チェックを行うことがあります。
※部屋の使用方法や使用状態について改善の指示を受けた場合、速やかに直して頂きます。
- 一. 飲食行為は、各部屋および娯楽室（2F）以外では行わないでください。
※絶対に女子寮玄関口スキー置き場では行わない。またスキー置き場でのワックス掛け等の作業は23時までに終了してください。
娯楽室等での飲食の後始末は各自責任をもってすること。

- 一. 飲酒運転は絶対にしない。
- 一. 入居者は常に火災予防に注意し、所定の場所以外での火気の使用・喫煙を禁止します。
 - ※電気毛布・電気ストーブ・こたつ等の暖房器具の使用については、あらかじめ会社の許可を受けて下さい。
 - ※各部屋内でのガスコンロ・電気コンロ等の使用は厳禁とします。
 - ※部屋を出る際は、必ず火元を確認してください。テレビおよび電灯のスイッチは必ず切ってください。
 - ※指定された場所以外でのタバコは絶対にしないこと。

- 一. 山脈寮の建物・付属施設・什器備品は会社が管理します。
 - ※会社の什器備品等は所定の備品以外、無断使用を禁止します。
 - ※備品等の紛失、故意による破損の場合は実費を徴収します。
- 一. 外来者との面会は1階にてお願いします。ただし22時までとしてください。外来者の各部屋への入室は禁止します。
- 一. 社内通達・入居者への連絡事項等は「伝言板」に掲示しますので必ず見るようにしてください。
- 一. 郵便物は従業員食堂の所定の場所で保管します。自分宛のものがあれば、すみやかにお持ちください。
 - ※退職後の郵便物はなるべく転送しますが、差出人へ返送する場合があります。
- 一. 入居者は、各自健康に留意するとともに、負傷または疾病した場合は、すみやかに宿直者、又は、総務に届け出てください。
- 一. 節電・節水等、省エネにご協力ください。

付 則

この規則は平成21年12月16日から実施する。